第４次
安芸高田市男女共同参画プラン

わたしとあなたを大切にする
あったかプラン

案

2027(令和9)年　月

安芸高田市

目　次

1　計画策定の趣旨 ―― 1

2　本市が目指す男女共同参画社会 ―― 2

3　計画の位置付け ―― 3

4　計画の期間 ―― 4

5　計画において取り組む事項 ―― 5

6　計画の基本方針 ―― 6

7　計画の体系 ―― 7

8　具体的な取り組み ―― 8

基本方針１ ―― 8
　あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本方針２ ―― 12
　性別に関わらず仕事やライフスタイルを
　選択できる環境の整備

基本方針３ ―― 16
　女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者
　への支援

基本方針４ ―― 20
　多様性と人権を尊重する市民意識の醸成

9　計画の推進体制 ―― 23

※なお、本プランにおいて「男」、「女」及び「男女」の表記については、性自認、性的指向など、性の多様性を尊重した上で使用しています。

1 計画策定の趣旨

本市では、2006（平成18）年に「安芸高田市男女共同参画プラン」を策定以降、３次にわたる改定を重ね、性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、取り組みを進めてきました。

社会全体でみると女性の就業率は、結婚・出産・子育て期に労働力率が低下する状況がほぼ解消し、男性の育児休業の取得率が向上したものの、出産を契機に女性が非正規雇用化する問題は続いています。

また、育児や介護などのライフイベントに際し、両立のしづらさや特に女性において着実なキャリア形成が困難となる状況がみられ、その背景には長時間労働や固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏りがあります。

女性に対する暴力についても、背景には社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しています。暴力はその対象の性別を問わず許されるものではありません。女性や男性、性的マイノリティ等多様な被害者が存在するため、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが大切であり、多様性を認め合い人権尊重の徹底等の意識改革に取り組むことが重要です。

本市においても、社会情勢の変化に伴い男女共同参画に対する意識は少しずつ浸透しているものの、2025（令和７）年８月に実施した「安芸高田市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート」の結果では、個々の分野や場面においては依然として男女の不平等感や固定的な性別役割分担意識が根強く存在しており、仕事・家事・育児の両立が難しい現状であることがうかがえます。

人口減少・少子高齢化の進展、コロナ禍によるライフスタイルの変容、デジタル化の推進など社会経済の急激な変化、さらには大規模災害への備えや性の多様性に対する人々の関心の高まりにより、男女共同参画に関連する課題は多岐にわたり、幅広い取り組みが求められています。市民が共に支え合う地域の社会環境づくりは、女性、男性だけでなく、性的指向、性自認といった性の多様性への理解が重要であり、すべての人の人権が尊重され、多様性を認め合える「人権尊重のまちづくり」に重要な関係性を持っています。

このような国の動向、本市を取り巻く社会経済情勢などを踏まえ、第３次プランの計画期間後も引き続き男女共同参画社会の実現を目指すための計画として、「第４次安芸高田市男女共同参画プラン　ー わたしとあなたを大切にするあったかプラン ー」を策定します。

2 本市が目指す男女共同参画社会

本市は、性別にかかわらず誰もが互いに認め合い、人権が尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画して活躍できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

そのためには、一人ひとりの意識の向上はもちろんのこと、性別による固定的な役割分担意識・慣習にとらわれない価値観や社会の仕組みをつくることが必要です。

2009（平成21）年制定の「安芸高田市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を推進するための基本となる考え方を基本理念として示すとともに、市、市民、事業者の責務を明らかにしています。

○ 安芸高田市男女共同参画推進条例【抜粋】

【基本理念】

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1)　男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が自らの意思と責任の下に個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2)　性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会におけるあらゆる活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。

(3)　男女が、政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

(4)　家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動を両立して行うことができること。

(5)　男女が、それぞれの特性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、互いの意思が尊重され、健康な生活を営むことについて配慮されること。

(6)　男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調してこれに取り組むこと。

【市・市民・事業者の責務】

（市の責務）

第５条　市は、第3条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　市は、男女共同参画の推進に、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。

３　市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第６条　市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に、積極的に取り組むものとする。

２　市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第７条　事業者は、事業活動に関して、男女が対等な立場で参画する機会を確保し、仕事と、子育てや介護等の家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めるものとする。

２　事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

3 計画の位置付け

○ 「男女共同参画社会基本法」及び「安芸高田市男女共同参画推進条例」に基づき策定する、安芸高田市の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

○ 男女共同参画社会基本法【抜粋】
（都道府県男女共同参画計画等）
第14条　（略）
３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

○ 安芸高田市男女共同参画推進条例【抜粋】
（基本計画）
第８条　市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。

○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置付けています。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）【抜粋】
（都道府県推進計画等）
第６条　（略）
２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策についての計画として位置付けています。

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）【抜粋】
（都道府県基本計画等）
第２条の３　（略）
３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

○ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策についての計画として位置付けています。

○ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）【抜粋】
（都道府県基本計画等）
第８条　（略）
３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

○ 国の「第６次男女共同参画基本計画」及び広島県の「わたしらしい生き方応援プランひろしま〈広島県男女共同参画基本計画（第６次）〉」を勘案しています。

○ 「第３次安芸高田市総合計画」をはじめ、男女共同参画に関わる市の各種計画との整合性を図り策定しています。

○ 本計画は、2015（平成27）年９月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された持続可能な開発目標（SDGs）のうち、特に「５　ジェンダー平等を実現しよう」の関連性を持っています。

4 計画の期間

本計画は、2027（令和９）年度から2031（令和13）年度までの５か年計画とします。

5 計画において取り組む事項

（1）第３次安芸高田市男女共同参画プランの進捗状況等を踏まえた課題への対応

第３次プランの進捗状況や市民・事業所を対象に実施したアンケートの調査結果等を踏まえて整理した各課題に対応した施策に取り組みます。

（2）人権尊重のまちづくりに向けた男女共同参画

男女共同参画の推進は、「安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針」に基づく人権施策として、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指した施策に取り組みます。

（3）国の動向を踏まえた対応

国においては、基本的な視点及び取り組むべき事項として、女性活躍推進法の改正に基づく情報公表の取り組みの充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取り組みなどを強化しながら取り組むことが掲げられています。

本市においては、地域社会の活力と多様性を高める観点から、職場や地域などあらゆる分野において女性が政策形成や方針決定、団体の意思決定の過程に関わる女性参画拡大に継続して取り組みます。また、大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、その視点を取り入れた防災対策の取り組みを進めます。

仕事と生活の調和（以下、ワーク・ライフ・バランスという。）では、働くことを希望する全ての人が、育児や介護を始めとしたライフイベントに際し、両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリ・スキリング*の機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる職場環境が必要です。ハラスメント防止対策を含め、市役所が率先して取り組みます。

配偶者等への暴力等は、男女共同参画社会の実現を妨げるとともに重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるための啓発、特に女性に対する暴力の予防と根絶に向けた取り組みが重要です。また、社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないよう支援する取り組みを進めます。

すべての分野において、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定的概念により、一人ひとりが性別によって制約されることなく個人として尊重される社会形成が必要です。自らの意思によって自分らしい生き方が選択でき、多様性を認め合える社会の実現に向けた取り組みを進めます。

＊リ・スキリング…新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得するまたはさせること

6 計画の基本方針

第４次プランでは、第３次プランを踏襲して取り組むための４つの基本方針を設定し、各基本方針に沿った基本施策・具体的施策を掲げて展開します。

基本方針
1.あらゆる分野における男女共同参画の推進 市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むことで、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進します。 また、行政分野のみならず、まちづくりの様々な分野における方針決定過程への女性参画のほか、地域防災分野では女性の視点を反映させた平常時の備えなどの取り組みを進めます。
2.性別に関わらず仕事やライフスタイルを選択できる環境の整備 誰もが互いの価値観を認め合い、男性の家事、育児、介護への意識啓発や参加促進を図るとともに、地域活動につながる環境の整備の推進をします。 また、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる労働環境づくりを市が率先して行い、ワーク・ライフ・バランスのための環境づくりに向けて事業所へ働き掛けます。 【安芸高田市女性活躍推進計画】
3.女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援 ＤＶ・性暴力等に関する広報・啓発及び相談窓口の周知のほか、関係機関との連携や相談対応力の向上に努めます。 また、配偶者等からの暴力など様々な理由により、社会的な孤立や生きづらさや困難を抱える女性に対し、関係機関と連携して相談から自立に向けた支援、情報提供等の推進に取り組みます。 【安芸高田市配偶者からの暴力の防止及び困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（略称：安芸高田市ＤＶ防止及び困難女性支援基本計画）】
4.多様性と人権を尊重する市民意識の醸成 すべての市民が相互に認め合い、支えあう人権尊重社会の形成に向け、市民一人ひとりが人権尊重の理解を深められるよう、人権教育や啓発を推進します。 特にＬＧＢＴＱ＋を始めとする性的マイノリティへの理解促進を進め、性別に捉われず、様々な視点や考え方があることを普及させ、個性と能力を十分に発揮し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

7 計画の体系

基本理念
互いを認め合い　わたしらしく　あなたらしく活躍できるまちの実現

▽基本方針	▽主要課題	▽施策の方向
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1) 政策形成及び意思決定過程における男女共同参画の推進	① 審議会などへの女性の参画拡大 ② 行政委員会等への女性の参画拡大 ③ 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進
	(2) 地域における方針決定過程等への女性参画の促進充実	① 地域活動に取り組む団体の方針決定過程への女性参画の促進 ② 地域防災における男女共同参画の促進
2 性別に関わらず仕事やライフスタイルを選択できる環境の整備 女性活躍推進計画含む	(1) 働く場における男女共同参画の推進	① 働く場における男女の均等な機会と待遇確保 ② 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取り組みの促進
	(2) ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備	① 男性の育児・介護休業制度等の定着と柔軟で多様な働き方の促進 ② 男性の家庭生活・地域活動への参画を促す取り組みの推進 ③ 市役所におけるワーク・ライフ・バランスに向けた職業環境の整備 ④ 多様な就業ニーズに応じた就業支援
	(3) 子育てや介護等の支援の充実	① 子育て家庭への支援・介護サービスの充実
3 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援 DV防止及び困難な問題を抱える女性支援基本計画含む	(1) ＤＶ防止の社会意識の醸成と相談体制の充実	① ＤＶ等の防止に向けた情報提供や女性に対するあらゆる暴力を許さない意識の啓発 ② ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性への相談支援の充実
	(2) ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性への自立に向けた支援	① 被害者の保護体制・自立支援の充実 ② 居場所づくりと関係機関との連携
4 多様性と人権を尊重する市民意識の醸成	(1) 互いの人権を尊重し合う学習機会の提供や啓発の推進	① 互いの人権を尊重し合う意識の醸成 ② 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の充実 ③ 多様な性のあり方への理解促進と支援
	(2) 子どもの頃からの多様性の理解を推進する教育の充実	① 学校教育における多様性に関する教育の充実 ② 家庭における多様性の理解を推進する教育の充実

8 具体的な取り組み

1. あらゆる分野における男女共同参画の推進

（1）政策形成及び意思決定過程における男女共同参画の推進

① 審議会などへの女性の参画拡大	
課　　題	地方自治法第202条の3に規定された審議会等は、行政執行の前提として必要な審査、審議、調査などを行いますが、女性の登用割合が男性に比べて低く、女性の意見が反映されにくい構造になっています。
目　標　値	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性登用割合50％（現況35.5％）
具体的な取り組み	

内容	所管課
● 審議会等への女性の登用割合をさらに向上させることを目標として、全庁的に取り組む。	該当する各課
● 審議会委員の選出母体となる団体に対し、委員への女性登用について働き掛けなどを行う。	〃
● 充て職の必然性を検討した上での見直しを実施する。	〃
● 公募による委員の選任を推進する。	〃

② 行政委員会等への女性の参画拡大	
課　　題	地方自治法第180条の5で規定する行政委員会は、行政運営の公平性や中立性の確保のほか、行政の民主化の確保、専門的知識が求められることから、長とは独立した機関として位置づけられています。これらの要請に適正に対応するためには男女同等の委員構成が求められます。
目　標　値	地方自治法(第180条の5)に基づく委員等の女性登用割合30％（現況20.7％）
具体的な取り組み	

内容	所管課
● 市が推薦する委員等について、積極的に女性の参画を推進する。	該当する各課
● 委員の選出母体となる団体に対し、委員への女性登用について積極的に働きかけを行う。	〃

③ 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

課　　題	活力ある市の施策を進めていくためには、性別や年齢などにより役割を固定化せず、女性を含めたさまざまな意見を取り入れ、反映していくことが必要です。 そのため、女性の個性と能力を十分に発揮して活躍できる職場が求められます。 地方公務員法に定める平等扱いと成績主義の原則を前提としつつ、「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく安芸高田市特定事業主行動計画」に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用を図ります。
目　標　値	管理的地位にある行政職員に占める女性職員の割合30％（現況20.0%）

具体的な取り組み

内容	所管課
● 組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、性別にとらわれない職域拡大や管理職及び監督職へ積極的な登用を図る。	総務課
● 女性消防吏員の確保に向け、採用試験における受験者の女性割合を増加させるため、市内高校にリクルートを積極的に行う。	総務課 消防総務課
● 市役所における職務経験を通じた人材育成やキャリア育成支援を図る。 ≫幹部職員等への登用に向け、女性職員個々の能力や適性に合った計画的な育成 ≫女性職員のキャリア形成支援に関する研修の実施 ≫ダイバーシティに関する職員研修の実施	〃
● 市役所がモデルとなり民間事業所への波及を図る。	総務課 人権多文化共生推進課

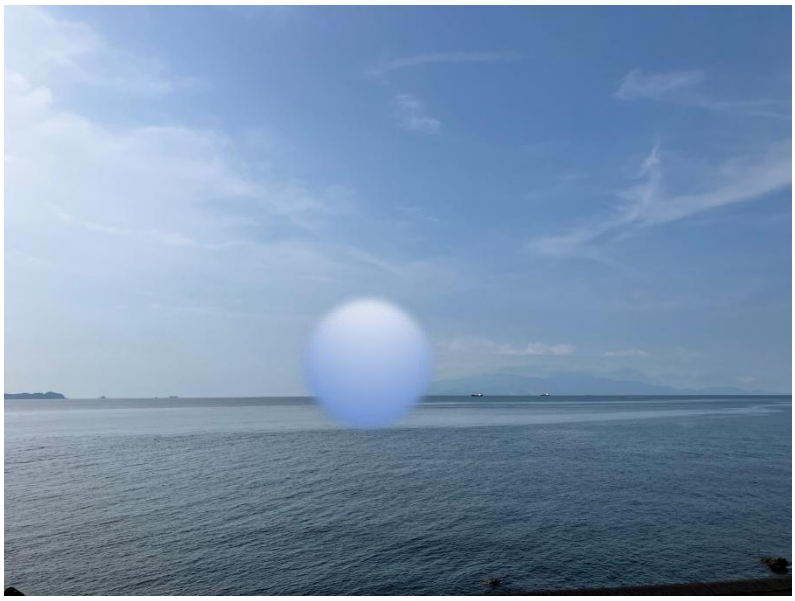

（2）地域などにおける方針決定過程等への女性参画の促進充実

① 地域活動に取り組む団体の方針決定過程への女性参画の促進		
課　　題	地域活動における方針の立案及び決定へ幅広い人材が参画できるよう環境整備を進めるなかでは、積極的な女性参画の働きかけも必要です。 平常時から男女共同参画を通じたまちづくりを考える機会の提供などを通じて、地域活動に取り組む団体に対して女性の登用などについて働きかける必要があります。	
目　標　値	―	
具体的な取り組み	**内容**	**所管課**
	● 講演会や研修等を通じて、まちづくりを考える機会を提供することにより女性の参画意欲を醸成し、リーダーを養成する。 ≫市民に対する市政の報告や意見交換の実施	人権多文化共生推進課 政策企画課 秘書広報課
	● 地域活動に取り組む団体における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用の働き掛けを行う。	人権多文化共生推進課 政策企画課

② 地域防災における男女共同参画の促進

課　　題	地域防災活動においても、男女共同参画の視点を取り入れることが重要視されています。 大規模災害が発生した場合、避難所等で男女のニーズの違いなどが配慮されず、女性や子どもなど脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けることが問題となっています。そのため、国では「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を2020（令和２）年に策定するなど、女性の視点を取り入れた取り組みを行うことが求められています。
目　標　値	―

具体的な取り組み

内容	所管課
● 男女共同参画の視点や多様性に配慮した防災意識の啓発を行う。	危機管理課
● 地域の防災活動において男女共同参画が実現されるよう、多様な視点による仕組みづくりや性別によるニーズの違いに配慮した運営を推進する。 ≫女性の視点を反映した女性用品や乳幼児用品、衛生用品等備蓄品の計画的な購入 ≫流通備蓄協定及び災害応援協定を活用した備蓄の推進	〃
● 避難所運営等の防災に関する市職員の研修を実施する。	〃
● 災害時の男女共同参画の視点からの取り組みとして、防災会議への女性の積極的な登用を推進する。	〃
● 自主防災組織の避難運営等への男女双方の視点が反映できるよう、防災活動への女性の参画の働き掛けを行う。	〃
● 女性消防団員の確保や活動しやすい環境づくりに努める。	〃

2.性別に関わらず仕事やライフスタイルを選択できる環境の整備

女性活躍推進計画

（1）働く場における男女共同参画の推進

① 働く場における男女の均等な機会と待遇確保	
課　　題	性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取り扱いの廃止、男女間の賃金格差の解消など、採用の機会やキャリアアップ・スキルアップへの公平な支援が確保されるよう、継続的に事業者に対する周知・啓発が必要です。
目　標　値	―
具体的な取り組み	内容：● 県と連携して事業者に対する男女雇用機会均等法等の遵守の周知・啓発を図る。 所管課：人権多文化共生推進課 商工観光課

② 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取り組みの促進	
課　　題	誰もがお互いにその個性や能力を十分に働きやすい環境とするためには、職場におけるハラスメントの徹底防止が求められます。
目　標　値	最近3年ぐらいの間にハラスメントの被害を受けたことがある人（自分または自分のまわり）の割合の現況からの減少（現況セクハラ21%、パワハラ54%、マタハラ9%）
具体的な取り組み	内容：● 事業者や労働者に対し、ハラスメントに関する法令や制度、相談窓口等について周知・啓発を行い、防止に向けた事業者の取り組み等を支援する。 ≫事業所向けハラスメント対策研修会の開催 ≫カスタマーハラスメントポスターの配布による啓発 所管課：人権多文化共生推進課 該当する各課

（2）ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備

① 男性の育児・介護休業制度等の定着と柔軟で多様な働き方の促進

課　　題	家事や育児、介護などの家庭生活においては、まだまだ女性にその役割が偏っているのが現状です。誰もが仕事と生活の調和のとれた日常を送るためには、育児や介護などを協力して担うことが重要です。個人の事情や希望、人生の段階に応じて、自らの意思が尊重されるワーク・ライフ・バランスができる職場環境づくりが求められます。
目　標　値	• 事業所で最近3年間に育児休業の対象者のうち実際に育児休業を取得した男性の割合（現況37.7%⇒50%） • 介護休業を取得した人数の増加

具体的な取り組み	内容	所管課
	● 職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させるための事業者への働き掛けを行う。 ≫男性の育児休業取得の推進 ≫県と連携した育児・介護休業制度の利用についての広報・啓発 ≫事業所向け男女共同参画支援の講座の開催	人権多文化共生推進課 商工観光課
	● 「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」と連携して、ワークライフバランスに積極的に取り組む企業の事例紹介やセミナーへの参加を促す。	〃

② 男性の家庭生活・地域活動への参画を促す取り組みの推進

課　　題	依然として、家事や家族の介護や看護の多くを女性が担っている実態があり、女性に当たり前のように負担がかかっています。男性が率先して家庭生活へ参画し、地域参画へつながることが必要です。
目　標　値	家庭生活及び地域での男女平等の意識　現況からの向上（現況　家庭25.9%、地域28.4%）

具体的な取り組み	内容	所管課
	● 男性が家事、子育て、介護などの家庭生活に参画することにやりがいや喜びを見出すことができるよう、家事や子育て、介護に関する学習機会や情報を提供する。 ≫マタニティ教室、親子体操・交流会など子育て中の保護者が気軽に集い参加できる行事や相談会の開催 ≫男性を対象とした食育や料理教室の開催 ≫関係団体と連携した介護の理解と関心を深める講座等の開催	こども家庭センター 健康推進課 人権多文化共生推進課

③ 市役所におけるワーク・ライフ・バランスに向けた職業環境の整備

課　　題	市役所が【次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく安芸高田市特定事業主行動計画】に基づき、ワークライフバランスに向けた働き方改革を率先して取り組み、民間事業所に同様の取り組みを波及させます。特に、男性職員の育児休業制度の利用を促進するため、制度の周知、職場環境の整備を図る必要があります。
目　標　値	―

具体的な取り組み

内容	所管課
● 組織全体で継続的に子育てしながら働きやすいと実感できる職場環境を推進する。 ≫テレワークの運用 ≫時差出勤制度の利用促進 ≫ワーク・ライフ・バランスに関する職員研修の実施	総務課
● 産前産後休暇及び育児休業を取得する職員の代替職員確保に努め、取得しやすい職場環境づくりを推進し、育児休業の休業制度や福利厚生制度を説明し、周知を図る。	〃
● 男性職員の出産・育児への参加を促進するため、出産を控えた配偶者がいる男性職員に子育てに関する休暇制度や福利厚生制度を説明し、周知を図る。	〃
● 市役所がモデルとなり民間事業所への波及を図る。	人権多文化共生推進課

④ 多様な就業ニーズに応じた就業支援

課　　題	特に子育て中の就業は，勤務場所や勤務条件など多様なニーズがあり、就業支援することが求められています。また、起業したい女性の支援を積極的に行い、女性の能力を地域の活性化に結び付けるよう推進します。
目　標　値	―

具体的な取り組み

内容	所管課
● 再就職を希望する女性に対し、情報や学習・研修機会の提供などによる就業や起業支援を行う。	商工観光課 人権多文化共生推進課
● 主に子育て中の求職者を対象とした職業紹介、職業相談及びセミナーの開催等の就業支援を実施する関係機関の紹介など、多様な雇用・就業形態による働き方に関する情報提供を行う。	商工観光課 人権多文化共生推進課

（3）子育てや介護等の支援の充実

<table>
<tr><th colspan="2">① 子育て家庭への支援・介護サービスの充実</th></tr>
<tr><td>課　　題</td><td>子育てに対する不安や負担感を解消し、男女が共に子育てと仕事を充実させることができるよう、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供など、きめ細かな子育て支援策が必要です。介護では、身内の介護のため離職せざるを得ないなどの課題が生じており、介護を要する高齢者とその家族を社会全体で支えることが必要です。</td></tr>
<tr><td>目　標　値</td><td>―</td></tr>
<tr><td>具体的な取り組み</td><td>
<table>
<tr><th>内容</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td>● 多様な保育需要に対応した保育サービスを提供する。
≫延長保育、一時預かり、病児・病後児保育サービス、こども誰でも通園制度の周知
≫ファミリーサポートセンター事業の周知
≫放課後児童クラブの運営</td><td>こども家庭センター</td></tr>
<tr><td>● ひとり親家庭の生活の安定を図るため、手当の支給などとともに、就職に有利な資格取得支援に取り組む。
≫相談体制の充実
≫各種支援制度の周知</td><td>こども家庭センター
保険医療課</td></tr>
<tr><td>● 介護を要する高齢者とその家族を社会全体で支えるため、地域包括支援センター等における適切な相談支援のもと、それぞれの状況や希望に応じた介護サービス等の提供を行う。</td><td>保険医療課
社会福祉課
健康推進課</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

3.女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（略称：DV防止及び困難女性支援基本計画）

（1）ＤＶ防止の社会意識の醸成と相談体制の充実

① ＤＶ等の防止に向けた情報提供や女性に対するあらゆる暴力を許さない意識の啓発

課　　題	暴力は、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものです。被害者の多くは女性であり、その背景には社会における男女が置かれた状況の違いや性別による固定的な役割分担意識、根深い偏見等が存在しています。その根絶に向けては、身近にある重大な人権侵害であることを市民一人ひとりが認識し、暴力を許さない人権意識の醸成が重要です。
目　標　値	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発事業の実施（目標：年2回以上）

具体的な取り組み

内容	所管課
● ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）に関する広報・啓発活動を推進する。 ≫「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のパープル・ライトアップによる啓発	人権多文化共生推進課 こども家庭センター
● 若年層におけるデートＤＶ等防止のための啓発を推進する。 ≫人権擁護委員による市内中学校・高校等への啓発 ≫甲田人権福祉センターの学校連携による学習会の開催	人権多文化共生推進課 こども家庭センター 学校教育課
● 各種ハラスメントの予防、ストーカー等性犯罪の予防に関する広報・啓発活動を推進する。	人権多文化共生推進課 学校教育課
● インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行う。	人権多文化共生推進課 こども家庭センター 学校教育課
● 有害図書類を適切な場所に陳列しているかの現地調査を継続し、性犯罪等が起きない環境づくりに取り組む。	人権多文化共生推進課

※ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）とは

・夫婦や恋人などの親密な関係にある（あった）パートナーからふるわれる暴力のこと

（1）身体的暴力（殴る、蹴る、首を絞める、髪を引っ張る など）

（2）精神的暴力（大声でどなる、無視する、大切にしているものを壊す など）

（3）経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを邪魔する など）

（4）性的暴力 （性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠中絶を強要する など）

（5）社会的隔離（勝手にメールなどを見る、家族や友人との付き合いを制限する など）

（6）子どもを巻き込んだ暴力（子どもの前で暴力をふるう、ばかにする など）

※デートDVとは

・恋人間で起きる暴力のことで、大人だけでなく、中学生、高校生などの若い世代の恋人間でも起きている問題

② ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性への相談支援の充実

課　　題	DV被害者や困難な問題を抱える女性の早期発見、早期対応につなげるため、身近な相談窓口の周知を日常的に行うとともに、障害者や外国人などあらゆる立場の人が相談しやすい環境を整備する必要があります。
目　標　値	―

具体的な取り組み

内容	所管課
● 医療機関、福祉関係者、教職員や保育士など、被害者やその家族と接する機会の多い関係機関と連携し、早期発見につなげる。 ≫情報提供や相談を受けた担当課が障害者、高齢者、外国籍市民など、相談者が抱えている状況や本人の意思を聞き取り、関係各課と連携	こども家庭センター 社会福祉課 学校教育課 人権多文化共生推進課
● 関係機関への橋渡しの相談窓口として、障害者、高齢者、外国籍市民など、多様な相談者に対応できるよう早期発見と相談しやすい環境に取り組む。 ≫障害者基幹相談支援センター、安芸高田市社会福祉協議会や地域包括支援センターにおける相談窓口の充実 ≫人権福祉センターや多文化共生センターにおける相談窓口の充実 ≫人権相談員や多言語対応相談員の配置	〃
● 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと連携し、同センターを始めとした相談機関の周知を徹底し、あらゆる暴力についての相談体制の充実を図る。	こども家庭センター 人権多文化共生推進課
● 関係部署と連携した相談支援や弁護士と連携した法律相談を実施する。また、臨床心理士などによるカウンセリングへつなげるなど、被害者の精神的安定及び自立のための相談支援に取り組む。	〃
● 関係機関・団体との情報交換等を通じ、女性に対するあらゆる暴力の実態を把握する。	〃
● 女性相談員の配置とともに、ＤＶの特性、被害者の心のケア、相談手法等について相談員の知識と技術の向上を図る研修を実施する。	こども家庭センター 人権多文化共生推進課 総務課

※困難な問題を抱える女性とは
・性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を指します。
（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第２条）

（2）ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性への自立に向けた支援

① 被害者の保護体制・自立支援の充実

課　　題	関係機関が連携し、被害者の情報管理を徹底することで、加害者から被害者を安全に保護する必要があります。困難な問題を抱える女性は、生活の困窮、性暴力、家庭関係の破綻など様々で、精神や身体を傷つけられていることも考えられ、本人の意向に沿った安全確保が必要です。 自立に向けた支援については、DV被害者や困難な問題を抱える女性に寄り添う視点を持って、子どもを含めた被害者の生活面での悩みなどに関する相談など、関係機関と連携した切れ目ない支援を行う必要があります。
目　標　値	―

具体的な取り組み

内容	所管課
● 関係機関への同行支援のほか、関係機関での一時保護が困難な場合に宿泊等を含む緊急的な保護を実施するなど、被害者の安全確保に努める。	こども家庭センター 社会福祉課 管理課 人権多文化共生推進課
● 関係機関との情報共有及び連携をして、複合化している問題に対して継続的な支援と見守りを通じた自立に向けた支援を行う。	こども家庭センター 社会福祉課 学校教育課 人権多文化共生推進課
● 「要保護児童対策地域協議会」など、家庭児童相談担当等の関係部署と連携した総合的な支援体制により継続した支援をする。 また、面前ＤＶ被害者や被虐待児などの要保護児童の発見や、児童虐待の防止・対応に努める。	こども家庭センター 学校教育課 社会福祉課
● 配偶者からの暴力（ＤＶ）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれに準ずる行為の被害者に対し、その申し出によって相手方への住民票の写し等の交付等を制限できる支援措置を行う。	市民課

② 居場所づくりと関係機関との連携

課　　題	DV被害者や困難な問題を抱える女性が自立や回復をしていく過程において、安全で安心して時間を過ごすことができる居場所は重要です。 居場所として公共施設を利用することで、引きこもりや孤独を防止することにもつながります。関係機関との連携により、経過の見守りと支援者との関係づくりから「一人で悩まず、近くに寄り添ってくれる誰かがいる」という認識を持つことができる環境づくりを進める必要があります。
目　標　値	―

具体的な取り組み

内容	所管課
● 女性にとっての気軽に過ごせる居場所や安全で安心できる居場所づくりの取り組みを行う。 ≫人権福祉センター、多文化共生センター、各市民文化センターや図書館を活用した居場所づくり	人権多文化共生推進課 生涯学習課
● 民間団体支援者への研修などを実施することで、民間団体支援者の資質向上を図る。	〃

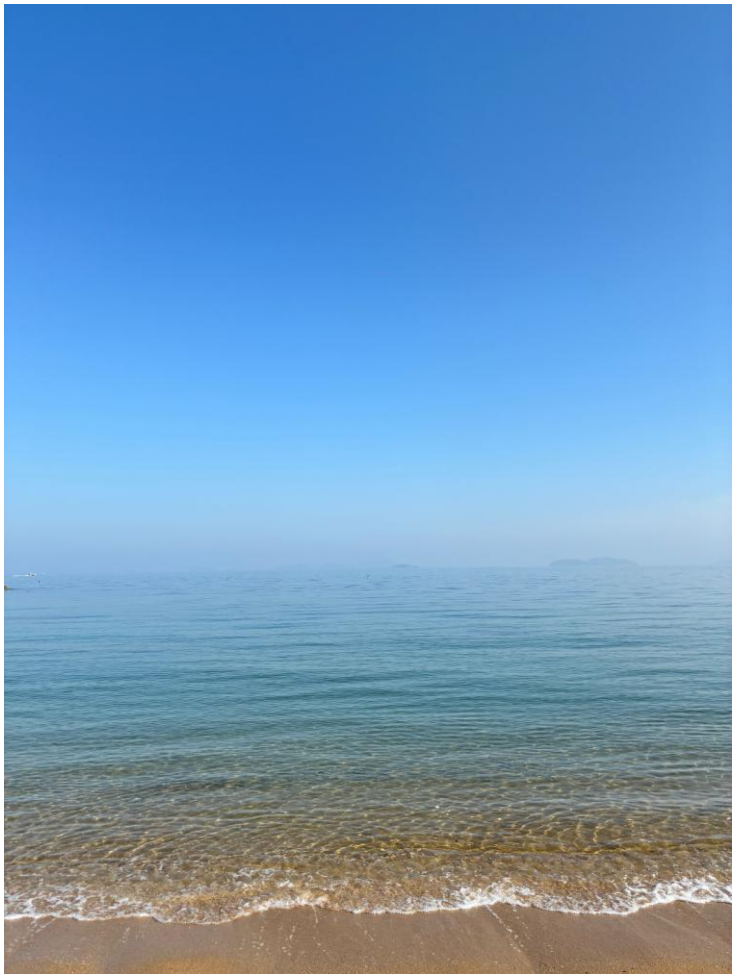

4.多様性と人権を尊重する市民意識の醸成

（1）互いの人権を尊重し合う学習機会の提供や啓発の推進

① 互いの人権を尊重し合う意識の醸成

課　　題	誰もが生き生きと暮らせる社会環境づくりに向け、市民一人ひとりの人権尊重への理解促進、人権意識の向上が重要です。とりわけ、多様性を受容し尊重する人権学習機会の提供や啓発を推進します。
目　標　値	市が主催する人権啓発イベントへの参加者数　現況からの増加

具体的な取り組み	内容	所管課
	● 全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成に向け、市民一人ひとりが人権尊重への理解を深められるよう、人権教育や啓発を推進する。 ≫人権に関するリーフレット・チラシ等の庁舎や人権福祉センターへの配架・掲示、ホームページ等を通じた情報発信 ≫市民に向けた人権に関する研修会・講演会の開催やパネル展示等 ≫市職員を対象とした人権に関する研修会の開催 ≫市民や事業所、各種団体の主体的な人権学習への支援 ≫甲田人権福祉センターの学校連携による学習会の開催 ● 人権擁護委員との協働による人権の花運動を通じた人権学習を行う。 ● 外国籍市民が言語・文化などが多様であること認め合い、一人の人間として互いに多様性を受け入れる環境をつくる。 ≫多言語相談支援員の配置 ≫多文化イベントなどを通じた交流機会の確保	人権多文化共生推進課 総務課 生涯学習課

② 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の充実

課　　題	講演会等の啓発だけでなく、市が取り組んでいる男女共同参画に関する事項の市民の認知度を高め、男女共同参画の実現につなげていくことが求められています。
目　標　値	―

具体的な取り組み	内容	所管課
	● 正しい理解を促すため、市の広報誌やホームページを活用した情報発信など継続的、効果的な広報・啓発活動を実施する。 ≫男女共同参画に関するリーフレット・チラシ等の庁舎や人権福祉センターへの配架・掲示、ホームページ等を通じた情報発信 ≫「安芸高田市の男女共同参画の状況」年度別の成果及び「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく安芸高田市特定事業主行動計画」の成果の公表	人権多文化共生推進課 秘書広報課 総務課

③ 多様な性のあり方への理解促進と支援

課　　題	近年では性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ等）に対する認識が社会全体で広まりつつありますが、周囲の無理解による当事者への差別・偏見は解消されたとは言えない状況です。いまだ多くの性的マイノリティが生きづらい社会状況は変わっていません。すべての人の人権が尊重される社会の形成における課題の一つとなっています。
目　標　値	LGBTQに関する啓発イベント回数　現況より増加

具体的な取り組み

内容	所管課
● 性的マイノリティであることにより生活上の困難や悩み、生きづらさを抱えている人に対し、その解消に向けた取り組みを行う。 ≫パートナーシップ・ファミリーシップ制度の活用 ≫性的マイノリティに配慮した対応ガイドラインの運用 ≫ハラスメントの相談に応じる体制への反映 ≫地域防災計画や避難所運営マニュアルへの反映	人権多文化共生推進課 総務課 危機管理課
● 多様な性のあり方を受容し、互いに尊重し合う人権学習機会の提供や啓発を推進する。 ≫市民・事業所に向けた研修会・講演会の開催やパネル展示等 ≫市職員を対象とした研修会の開催 ≫甲田人権福祉センターの学校連携による学習会の開催 ≫人権擁護委員による市内幼保・小中学校での人権教室の開催	人権多文化共生推進課 総務課 学校教育課 こども家庭センター
● プライド月間におけるパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定締結市町との連携によるレインボーライトアップを実施する。	人権多文化共生推進課
● 学校現場における性的マイノリティの児童生徒へ適切な対応について、教職員等に対する情報提供や啓発に努める。	学校教育課

～ パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは ～

性別等に関わりなく、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束した二人が、パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。

また、二人にお子さんや親などがいる場合、あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は、従来の婚姻制度とは異なり法律上の効果が生じるものではありませんが、大切なパートナーやご家族とともに、誰もが安心して暮らせるよう安芸高田市が応援する制度です。

レインボーライトアップの様子
（市民文化センター）

（2）子どもの頃からの多様性の理解を推進する教育の充実

① 学校教育における多様性に関する教育の充実

課　　題	子どもの頃から多様性を尊重する意識や考え方を養うことで、ジェンダーに捉われない自己形成や地域社会づくりに結び付けるよう推進することが必要です。
目　標　値	学校生活の男女の地位が平等になっていると思う割合（現況49.4%からの向上）

具体的な取り組み

内容	所管課
● 子どもの発達段階に応じ、ジェンダー平等や性の多様性についての教育を推進する。 ≫甲田人権福祉センターの学校連携による学習会の開催 ≫人権擁護委員による小中学校での人権教室の開催	学校教育課 人権多文化共生推進課
● 学校における各教科をはじめ道徳、特別活動、総合的な学習の時間における多様性の理解を推進する教育の充実を図る。	〃
● 教職員等指導者を対象に多様性の理解についての研修・啓発の充実を図る。	〃

② 家庭における多様性の理解を推進する教育の充実

課　　題	「家事は女性が行う」という固定的なジェンダー役割は、まだ根強く残っており社会環境に結び付いています。保護者が多様性の理解と正しい行動を実践して、家庭内の役割を柔軟化し、誰もが家事などを協力して行うよう努めることが重要です。
目　標　値	―

具体的な取り組み

内容	所管課
● 家族が協力しながら、未来を担う子どもを育てることができるよう、多様性の理解につながる学習機会や情報を提供する。 ≫ジェンダー視点からの学習機会（双方が意識を変える必要）の提供 ≫家族参加の体験イベントや楽しく学べるセミナーの開催 ≫ブックスタート事業（出生時に絵本をプレゼント）による読み聞かせを通じた親子の関係づくりの推進 ≫図書館の購入図書における性の多様性に関する絵本などの充実	生涯学習課 人権多文化共生推進課

9 計画の推進体制

男女共同参画推進　審議会

（審議会の目的）
男女共同参画の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査並びに審議する。

（構成員）
学識経験者、地域の各種団体から選出された者、公募による市民

（任期）２年

（庶務：人権多文化共生推進課）

意　見 →

← 提　案

男女共同参画推進　委員会

（所掌事務）
・男女共同参画プランの積極的な推進
・男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案

（構成員）
委員長…副市長　副委員長…教育長
委員…各部長、危機管理監、政策統括監、消防長、各支所長、議会事務局長、教育次長

（庶務：人権多文化共生推進課）

↕ 具体的事項の調査

幹事会

・プランの進捗状況や必要な事項について調査する。

（構成員）
部内のうち指定する課長、消防本部消防総務課長、各支所長、議会事務局次長、教育委員会教育総務課長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長

（庶務：人権多文化共生推進課）

第４次安芸高田市男女共同参画プラン

わたしとあなたを大切にするあったかプラン

2027(令和９）年　月

発　行　　安芸高田市
編　集　　安芸高田市　市民部　人権多文化共生推進課
電　話　　(0826)42－5630
ＵＲＬ　　http://www.akitakata.jp/ja/